

# 地方本部総会議事運営規程

公益社団法人 全日本不動産協会山形県本部

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 本規程は、地方本部の組織及び運営に関する規則（以下、「規則」という。）第47条第2項に基づき、公益社団法人全日本不動産協会（以下、「本会」という。）山形県本部（以下、「当本部」という。）が開催する地方本部総会（以下、「総会」という。）の議事運営に関する事項を定めることを目的とする。

### (議題及び議案の決定)

第2条 総会の議題及び議案は、当地方本部理事会において決定する。

## 第2章 出欠届及び議決権行使の方法

### (出欠の届出)

第3条 正会員（地方本部代議員を設置する地方本部については「地方本部代議員」と読み替える。以下同じ。）は、総会への出欠について、当本部理事会で決議された日までに当本部へ書面（電磁的記録を含む。）によって届け出なければならない。

### (総会で議決権を行使できる者)

第3条の2 総会に出席して議決権を行使できる者は正会員（法人にあっては宅地建物取引業法第6条の免許証に記載された代表者）に限る。

### (議決権の代理行使)

第4条 規則第16条第1項に基づき議決権を代理行使する正会員は、当本部理事会で決議された日までに当本部に対し同項の委任状（電磁的記録を含む。）を提出しなければならない。

- 2 正会員でない者の氏名を代理人として記載した委任状は無効とする。
- 3 委任状が有効であるか否かの決定は、当本部監事が行う。
- 4 代理人を定めていない委任状の取扱いは当本部理事会において定める。

### (書面による議決権の行使)

第5条 規則第17条に基づき書面により議決権を行使する正会員は、当本部理事会で決議された日までに当本部に対し同条第2項の議決権行使書面（電磁的記録を含む。以下同じ。）を提出しなければならない。

- 2 正会員は、議決権行使書面により議決権を行使する場合、各議案に対する賛成又は反対の意思以外は示すことができない。
- 3 正会員より提出された議決権行使書面のうち、議案の賛否について両方とも選択しているもの又はいずれの選択もなされていないものは、その議案について賛成の意思を示

したものとみなす。

- 4 前条第3項の規定は、議決権行使書面が有効であるか否か疑義がある場合に準用する。
- 5 議決権行使書面を提出した正会員の数は、総会に出席した正会員の数に算入する。

### 第3章 議長等の選出

#### (議場への入場)

第6条 当本部理事会は、正会員が議場に入場する際の手続を定めることができる。

- 2 正会員は、総会の開会中、正当な理由なく議場を離れてはならない。

#### (司会者)

第7条 総会の司会者は、当本部理事会において選出する。

- 2 司会者は、総会の開会を宣言し、正会員の出席状況を議場に報告しなければならない。

#### (議長等の選出方法)

第8条 総会の議長は、議場に出席した正会員より選出する。

- 2 当本部理事会は、総会の議長の候補者を推薦することができる。
- 3 議長の選出方法は、第21条第1項の方法によることとし、二名以上の候補者の得票が同数となったときは、くじによりこれを決する。この場合、同項の「議長」は「司会者」と読み替えて適用する。
- 4 前三項の規定は、総会において副議長を選出する場合に準用する。

#### (議長の秩序保持権)

第9条 何人も総会の開会中、不規則な発言、他の正会員の扇動、他の正会員に対する威迫、騷擾の誘発、その他議場の秩序を乱す行為をしてはならない。

- 2 議長は、前項、第14条第1項及び同条第4項の規定に違反した者に対し、その者の行為を制止し又は発言の取り消しを命じることができる。
- 3 行為者が前項の命令に従わない場合、議長はその者に退場を命じることができる。
- 4 前項により退場を命じられた者は、議長の許可がなければ再び議場に入場することができない。

#### (副議長の職務)

第9条の2 副議長は、議長を補佐するとともに議長より指示を受けた場合又は議長が欠けるか若しくは議長に事故ある場合、議長に代わり議事の進行を行う。

### 第4章 議事

#### (議事の開始と終了)

第10条 議事の開始及び終了は議長が宣する。

#### (議事録作成の委任)

第11条 議長は、当本部事務局の職員に規則第19条の議事録を作成させることができる。

#### (議題の宣告)

第12条 議事は、議長が議題を宣告することによって開始する。

### (議事の進行)

第13条 議長は、議題宣告の後、次第に従い議案の説明者を指名してその内容を説明させる。

2 議長は、決議事項については必ず質疑の機会を設けた後に採決を行わなければならない。

3 正会員より同一議案に対し複数の修正案が提案された場合、議長が採決の順序を決める。ただし、議長は原案に先んじて修正案の採決を行わなければならない。

4 議長は、決議事項にかかる議案を一括して審議する場合若しくは報告事項を一括して報告する場合又は審議の順序を変更する場合、総会の議を経てこれを行わなければならない。

5 議長は、会議の進行方法若しくはその手続に関する事項又は議案修正に関する提案を除き、動議を採用することができない。

### (質疑の原則)

第14条 質問及び意見(以下、「質疑」という。)は議長の指示に従って行わなければならない。

2 質疑をする者は、発言にあたり自己の商号又は名称及び氏名を述べなければならない。

3 質疑は、議案に関係する内容に限り、明瞭かつ簡潔に行わなければならない。

4 総会の出席者は、議場において発言するに際し、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

(1) 議長の許可を得ることなく発言すること。

(2) 他の者の発言中に議長に対し発言の許可を求めること。

(3) 議長より発言を制止された後もこれに従わないこと。

(4) 個人の中傷又は誹謗にあたる発言をすること。

(5) 個人情報の保護に関する法律第2条第3項の要配慮個人情報、その他の個人のプライバシーに関する事実を述べること。

(6) 他の出席者を威迫する言動を行うこと。

(7) 前各号のほか、当本部の名誉を損なう言動又は総会の秩序を乱す行為。

5 前項各号に該当する行為がなされた場合、議長はその者に注意を促した上で、なお従わないときは、当該行為者に退場を命じることができる。

6 議長は、議事の進行上必要がある場合、議場に対し質疑の時間及び回数を制限することができる。

### (事前質疑)

第15条 正会員は、当本部理事会で決議された日までに当本部に対し書面(電磁的記録を含む。)をもってあらかじめ質疑の趣旨を示すことができる。

2 前項の期日までに質疑が提出された場合、議長は、議場においてこれを取り上げなければならない。ただし、質疑の内容が議案に関係しないとき又は当本部があらかじめ前項の質疑を行った正会員に了解を得たときは、この限りではない。

### (質疑の終結)

第16条 議長は、議場に質疑を希望する者がいない場合又は第14条第6項の規定に基づ

き質疑を打ち切る場合、その終結を宣言しなければならない。

- 2 正会員は、質疑が続出して容易に終結しない場合、質疑終結の動議を提出することができる。
- 3 議長は前項の動議を相応と判断した場合、質疑を一時停止させ、議事の進行に努めなければならない。
- 4 議長は、第2項の動議が成立した場合、直ちに当該議案について採決しなければならない。

#### (採決の宣告)

第17条 議長は採決を行う場合、その旨を宣告しなければならない。

#### (採決時の発言制限)

第18条 議長が採決を宣告した後は、何人も発言を求めることができない。ただし、採決の方法についての発言はこの限りではない。

#### (議場を離れた正会員の議決権)

第19条 採決の宣告がなされた時、議場にいない正会員は採決に加わることができない。

#### (議場の閉鎖)

第20条 議長は採決の宣告の後、採決が終了するまでの間、議場の出入口を閉鎖させなければならない。

#### (採決の方法)

第21条 議長は、採決の方法として起立又は挙手のいずれかを選択した上で、その賛否を認定して議案の成否を宣告しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、議長は特に必要があると認めた場合、二人以上の当本部監事を立会人と定めて、記名又は無記名の投票により採決することができる。
- 3 他の正会員の代理人たる正会員は、採決の時、当本部より交付を受けた委任者たる正会員の員数を記したボード、用紙、その他の表章を掲げなければならない。
- 4 正会員が議決権を二重に行使した場合、次の各号に掲げる順序に従い採用することとし、下位のものは無効な議決権の行使として扱う。
  - (1) 議場における議決権の行使
  - (2) 規則第17条に基づく書面による議決権の行使
  - (3) 規則第16条に基づく代理人による議決権の行使

## 第5章 雑則

#### (秩序の尊重)

第22条 正会員は総会の秩序及び品位を重んじなければならない。

#### (一事不再議)

第23条 総会で一度否決された議案は、次の総会まで提出することはできない。

#### (総会の傍聴)

第24条 当本部理事会は、正会員以外の者が総会を傍聴することの可否及び傍聴に際しての手續を定めることができる。

- 2 総会の傍聴を認められた者（以下、「傍聴者」という。）は、定められた場所に着席し、議場に対し一切の発言をしてはならない。
- 3 司会者及び議長は、傍聴者が総会の秩序を乱す言動を行った場合、その者に対し退場を命じることができる。

**（規程の改廃）**

第 25 条 本規程の改廃は、当本部理事会の決議による。ただし、本会の理事会においてモデル規程の改正が決議された場合、当本部理事会の決議を経ることなく当然に当該改正内容が適用される。

**附 則**

令和 4 年 1 月 2 日、本会理事会の決議により本規程の全部を改正し、令和 5 年 4 月 1 日より施行する。

**改正経過**

令和 7 年 3 月 1 4 日、本会理事会の決議を受けて本規程が一部改正されたことにより、第 25 条の規定に基づき各地方本部規程に改正内容を適用し、同年 4 月 1 日より施行する。